

事務所通信

平成27年度改正税法特集

速報!

改正のポイントはここだ!!

法人税

税率引下げ

23.9%に

平成27年4月1日以後
開始の事業年度から

消費税

税率10%への引上げ時期
平成29年4月1日に変更

所得拡大促進税制

給与を3%以上増やすと法人税減税
平成28年4月以後の適用年度から要件緩和

事業承継税制

2代目の猶与贈与税免除
3代目への事業承継をより円滑に

受取配当

益金不算入制度縮減
法人の税負担増加

〔見直し・創設〕
 研究開発税制 地方拠点強化税制 欠損金繰越控除制度
 外形標準課税 サービス業等投資減税制度

住宅取得等資金

贈与税の非課税枠拡大

最大3,000万円
平成31年6月まで延長

結婚・子育て資金

贈与税の非課税制度創設

一括で1,000万円まで
平成27年4月～
平成31年3月

〔見直し・創設〕
 ふるさと納税 ジュニアNISA エコカー減税 等

企業関係

個人関係

法人税減税で企業の「稼ぐ力」向上を支援

改正の
ポイント

平成27年度税制改正は大きな改正は少ないものの、企業や個人に影響ある改正が多岐にわたって行われます。企業関係では、法人税率の引下げや雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度の要件緩和等で企業の税負担を軽減し、「稼ぐ力」の増大を支援する措置が講じられます。

法人税 税率の引下げで企業の負担を軽減

①税率を23.9%に引下げ

法人税の基本税率が23.9%（改正前：25.5%）に引き下げられます。これにより、地方税を含めた法人実効税率（標準税率）は改正前の34.62%から32.11%（▲2.51%）に下がります。

②中小企業に対する軽減の特例措置は2年延長

中小企業（資本金1億円以下の法人）の場合、所得金額年800万円以下の部分に対し15%（本則：19%）に軽減されている特例措置が2年延長されます。同様に公益法人等及び協同組合等の軽減税率の特例（所得金額年800万円以下の部分：15%）も2年延長されます。

適用 平成27年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

●中小企業及び大企業の法人税率改正

	所得区分	平成24年4月1日～ 同27年3月31日に 開始する事業年度	平成27年4月1日～ 同29年3月31日に 開始する事業年度
中小企業 (資本金1億円以下の企業)	年800万円以下の部分	15%	15%
	年800万円超の部分		
大企業 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	25.5%	23.9%

事例 課税所得金額1,200万円であった場合の中小企業の法人税減税額は？

改正前：法人税額 = (800万円 × 15%) + (400万円 × 25.5%) = 222万円

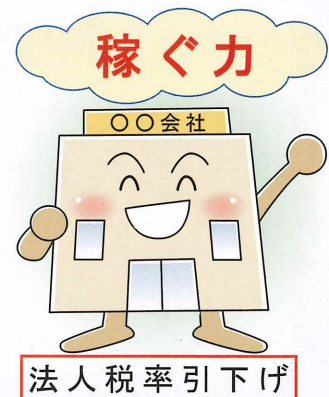
改正後：法人税額 = (800万円 × 15%) + (400万円 × **23.9%**) = 215.6万円

* したがって**6.4万円** (222万円 - 215.6万円) の減税になります。

●参考：改正による法人実効税率の推移

	現行	平成27年度	平成28年度
国の法人税率	25.5%	23.9%	23.9%
(参考) 大法人向けの法人事業税所得割 * 地方法人特別税を含む * 年800万円超所得分の標準税率	7.2%	6.0%	4.8%
(参考) 国・地方の法人実効税率 [標準税率ベース]	34.62%	32.11% (▲2.51%)	31.33% (▲3.29%)

* 法人実効税率とは、国税である法人税と地方税である法人事業税、法人住民税を合わせた企業の租税負担率です。



消費税 税率10%への引上げを平成29年4月1日に実施

消費税（国・地方）について以下の改正が行われます。

①税率の引上げ実施日の変更

税率（国・地方）の10%への引上げの**実施日が平成29年4月1日**とされます。

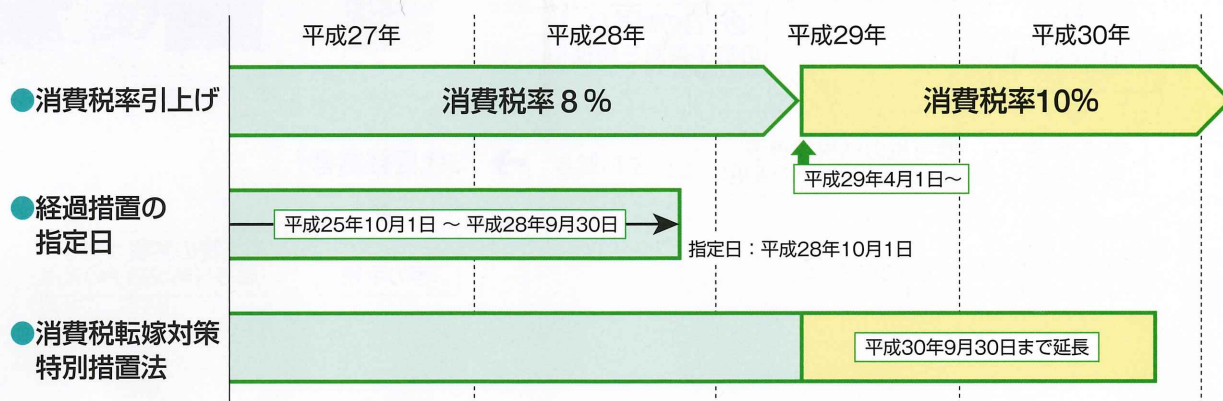
*引上げの際の景気判断条項は削除されます。

*消費税率10%引上げ時の軽減税率制度の導入を目指して具体的な検討が行われます。

②経過措置の指定日の改正

消費税率10%への引上げに伴う適用税率の経過措置について、請負工事等に係る適用税率の経過措置の**指定日を平成28年10月1日**とする等の改正が行われます。

※消費税率の10%への引上げの実施日にあわせ、消費税転嫁対策特別措置法の期限が平成30年9月30日とされます。



給与 所得拡大促進税制による減税の要件を緩和

従業員の給与等の支給額を一定以上増加させた場合に、増加額の10%を税額控除できる制度（法人税額の20%〔中小企業者等以外は10%〕を限度）の雇用者給与等支給増加割合の要件について、次のとおり引き下げられます（所得税についても同様）。

①中小企業者等（資本金1億円以下）又は中小連結親法人及びその連結子法人

平成28年4月1日以後に開始する適用年度について、基準年度（平成24年度）と比較して3%以上（改正前：5%以上）増加とする。



② ①以外の法人

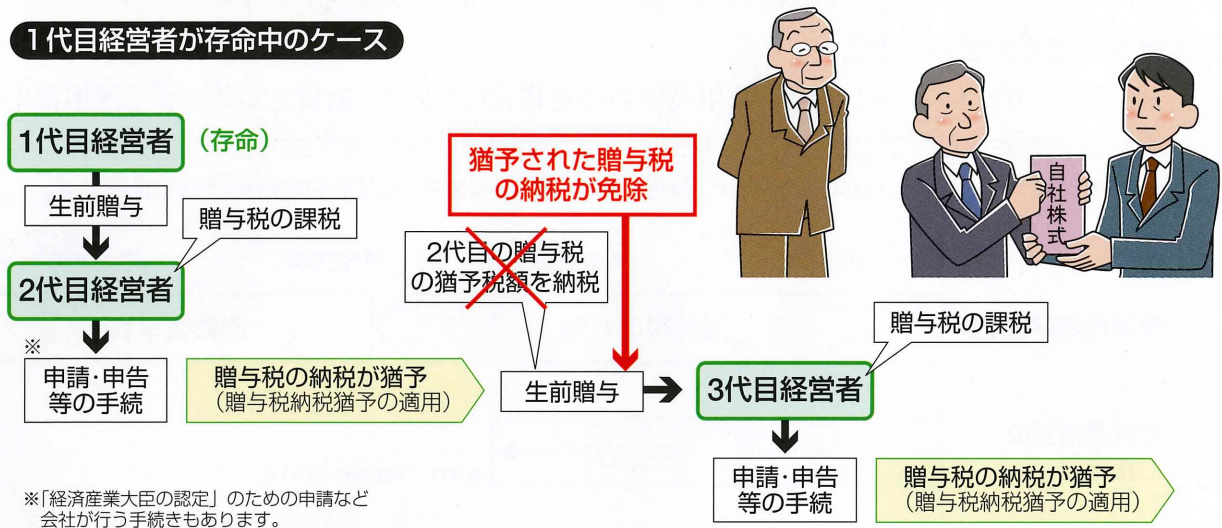
平成28年4月1日から同29年3月31日までの間に開始する適用年度について、4%以上（改正前：5%以上）増加とする。

事業承継 事業承継税制の拡充による承継の円滑化

1代目が存命中に、贈与税の納税猶予制度の適用を受けている2代目が3代目に自社株式（特例受贈非上場株式等）を贈与した場合、2代目は納税猶予されていた贈与税額を納税しなければなりませんでしたが、改正により納税猶予されている贈与税を納税しなくてもよくなります。

●事業承継税制の改正のイメージ

1代目経営者が存命中のケース



設備投資 商業・サービス業等投資減税制度の延長

店舗改修等に伴う器具備品及び建物附属設備を取得等して、商業、サービス業用とした場合に30%の特別償却又は7%の税額控除ができる制度について、対象設備の見直しなどが行われ、平成29年3月31日まで延長されます。

配当金 受取配当等の益金不算入制度の縮減

法人から配当金を受けた場合、その全部又は一部を税法上益金に算入せず非課税として、法人の税負担を緩和する制度について、益金不算入（非課税）の対象となる配当金の元本である株式の保有割合を次のとおり改め受取配当金に対する課税が強化されます。

改正前		改正後	
保有割合	不算入割合	保有割合	不算入割合
25%以上	100%	3分の1超	100%
		5%超3分の1以下	50%
25%未満	50%	5%以下	20%

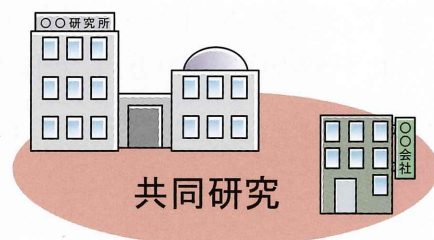


研究開発 研究開発税制の見直し

試験研究を行った場合の税額控除制度（研究開発税制）について、次のような見直しが行われます（所得税についても同様）。

- 1) 試験研究費の総額に係る税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制の控除税額の上限が当期の法人税額の30%から25%に引き下げられます。
- 2) 特別試験研究費に係る税額控除制度についての控除率が次のとおり引き上げられ、1)の制度とは別枠で当期の法人税額の5%まで控除することができるようになります。

改正前	改正後	
税額控除率	内容	税額控除率
12%	特別試験研究機関等又は大学等との共同・委託研究	30%
	上記以外のもの（企業間）	20%



地方創生 地方拠点強化税制の創設（地方税も同様）

地域再生法の改正を前提に、以下のような措置が講じられます。

- 1) 一定規模以上の地方拠点建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の創設
- 2) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税の特別控除制度の見直し など

◎欠損金の繰越期間を延長

中小法人等も含め、平成29年4月1日以後開始する事業年度に発生した欠損金額の繰越期間が10年（改正前：9年）に延長されます。

大法人

●外形標準課税（地方税）の拡大

中小法人への導入は引き続き検討されることとなりますが、資本金等が1億円超の普通法人については、2段階で法人事業税の外形標準課税（付加価値割、資本割）の標準税率が現行の2倍に引き上げられ、所得割の税率については現行の2/3に引き下げられます。なお、賃上げを阻害しないよう、一定割合以上の賃上げをした場合、その増加額を付加価値割の課税標準から控除するなどの措置が講じられます。

【適用】平成27年4月1日以後に開始する事業年度から改正された税率が適用されます。

●欠損金の繰越控除制度の縮減

中小法人等については、現行の控除限度額（課税所得の100%）がそのまま継続されますが、大法人の控除限度額（現行：課税所得の80%）については段階的に65%（平成27年度）・50%（平成29年度）に引き下げられます。

【適用】平成27年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

子・孫への贈与を優遇

改正の
ポイント

高齢者層から若年層への資産の早期移転を促すため、住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の非課税限度額の拡大や結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度の創設などが行われます。

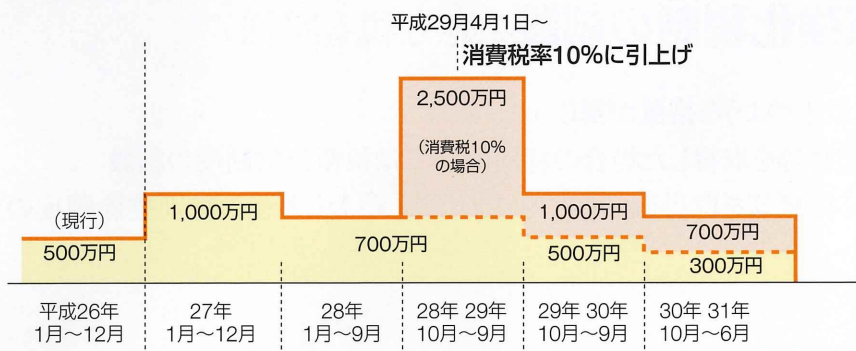
贈与税 子・孫への資金贈与の非課税制度を拡充・創設

住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税 [非課税枠拡大]

直系尊属（父母、祖父母など）から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度について、消費税率10%への引上げに伴い、次のように非課税限度額（現行：良質な住宅用家屋1,000万円、一般の住宅500万円）が拡大されます。

適用 平成27年1月1日から平成31年6月30日までの贈与について適用されます。

●一般住宅の場合の非課税限度額



※「良質な住宅用家屋」の場合の非課税限度額は、上記の「一般住宅」の非課税限度額にそれぞれ500万円を上積みした額になります。

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税 [非課税制度創設]

個人（20歳以上50歳未満の者。以下「受贈者」）の結婚・子育て資金（※）に充てるために、その直系尊属が金銭等を支出して金融機関（信託会社や銀行等など）に信託等をした場合、受贈者1人につき1,000万円（結婚費用は300万円を限度）まで贈与税が非課税とされます。

適用 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に支出されるものに適用されます。

※
結婚・子育て
資金

- ・結婚に際して支出する婚礼（結婚披露を含む）に要する費用、住居に要する費用及び引越に要する費用のうち一定のもの
- ・妊娠に要する費用、出産に要する費用、子供の医療費及び子供の保育料のうち一定のもの



子・孫への教育資金の一括贈与に係る贈与税 [非課税制度延長]

子・孫(30歳未満の者に限る)の教育資金に充てるため、その直系尊属が金銭等を支出し、金融機関等に信託等をした場合、受贈者(子・孫)1人につき1,500万円まで贈与税が非課税となる措置について、一部見直しの上、適用期限が平成31年3月31日まで延長されます。

地方応援 ふるさと納税制度の拡充

都道府県・市区町村に対して寄附した場合、寄附金のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則的に所得税・個人住民税から全額控除できる制度(ふるさと納税制度)について以下の見直しが行われます。

イ. 特例控除額の限度額が個人住民税所得割額の2割(現行1割)に引き上げられます。

【適用】平成28年度分以後の個人住民税について適用されます。

ロ. 確定申告不要なサラリーマンが平成27年4月1日以後に寄附をする場合、控除の手続きを寄附先の自治体に代行してもらえます(ふるさと納税ワンストップ特例制度)。



住宅 住宅ローン減税等の延長

住宅ローン減税など住宅取得・増改築・耐震改修などに係る所得税額の特別控除について、適用期限(現行:平成29年12月31日)が平成31年6月30日まで延長されます。

少額投資 NISAの非課税枠の拡大とジュニアNISA(仮称)の創設

①少額投資非課税制度(NISA)の非課税枠拡大

少額投資非課税制度(NISA)について、非課税枠の上限が120万円(現行:100万円)に引き上げられます。適用は平成28年分以後となります。

②「ジュニアNISA」の創設

未成年者用の少額投資非課税制度(毎年80万円を上限)として、「ジュニアNISA」(仮称)が創設されます。平成28年1月1日以後に未成年者口座を開設し、同年4月1日から同口座に受け入れる上場株式等に適用となります。

エコカー エコカー減税の燃費基準の厳正化など

エコカー減税について、自動車の燃費性能を平成32年度燃費基準(現行:27年度燃費基準)にするなどの見直しが行われ、その適用期限が2年延長されます。

また、燃費性能等に優れた軽自動車について、軽自動車税を軽減する特例措置(軽自動車税のグリーン化特例)が導入されます。平成27年4月1日から同28年3月31日までに新規取得した軽自動車(新車に限る)が対象です。

主な改正事項の適用スケジュール一覧図

昨年(平成26年)度以前の改正事項等も盛り込んでいます。



以上が平成27年度税制改正の主な内容です。細かな規定等がありますので、当事務所へお問い合わせ下さい。
本誌は「平成27年度税制改正の大綱」(閣議決定・平成27年1月14日)等をもとに作成しています。